

札幌駅周辺工事間連携検討及び情報発信方法検討業務に係る提案説明書

1 業務名

札幌駅周辺工事間連携検討及び情報発信方法検討業務

2 業務の背景及び目的

北海道新幹線札幌駅の開業に向け、札幌駅周辺では大規模事業等が近接して同時期に施工される見込みであり、それぞれの工事が錯そうすることで来街者やインフラへの多大な負荷を強いることが懸念される。

このことから、札幌駅周辺における各種事業の最新情報を収集し施工期間中の課題を整理するとともに、関係事業者等との調整を図る協議会の設置、運営支援等の工事間の連携方法の検討、工事規制等の市民等への周知、エリアプロモーション等の情報発信に関する検討を行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を十分把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、作業計画、実施方針、業務工程、作業編成、人員計画など、業務を円滑に遂行するための業務計画書を作成する。

(2) 各事業の情報収集、課題整理

①各事業の情報収集整理

過年度業務の成果をもとに、北海道新幹線の開業に合わせた完成・開業等を目標として進められている札幌駅周辺における再開発等の事業を対象に、最新の計画緒元や年次ごとの工事計画、施工範囲、工種及び周辺での歩行者通路や車道の規制予定等の情報を収集し整理、更新する。

対象事業として想定しているのは以下のとおりである。ただし、現時点では工事計画等の熟度が十分でない事業も多くあるため、詳細については担当職員と協議のうえ決定すること。

- ・北5西1・西2地区
- ・北4西3地区
- ・北5東1地区
- ・北8西1地区
- ・北海道新幹線
- ・南北線さっぽろ駅
- ・南口駅前広場
- ・北口駅前広場
- ・創成川通

②施工期間中の課題整理

収集した情報より、施工期間中の課題整理を行う。整理する課題は、過年度業務の検討結果を基にした歩行者や自動車への影響課題の整理を基本とし、詳細については担当職員と協議のうえ決定すること。

(3) (仮称) 工事間連携調整協議会の設置、運営支援

①協議体の組織体制の検討

過年度成果をもとに、札幌駅周辺の再開発等事業者の施工ヤードや工程の調整、ならびに施工中の来街者等への影響を最小化する施策等を検討するための協議体（ここでは、(仮称)工事間連携調整協議会とする。）の組織体制の検討を行う。

組織体制の検討では、協議体の位置付け、構成員、座長等の代表者案、規約、会議運営方法等を整理すること。

②各事業者との協議資料作成

過年度業務の成果、収集した情報をもとに、今後の連携調整等を図るために実施する再開発等の各事業者との協議資料作成を行う。資料はA4版、20枚程度を想定している。なお、後述の協議会の開催動向や開催結果に関し、必要に応じて協議資料への反映を行うこと。

また、各事業の事業者等との協議は札幌市が実施するが、その打合せに同席し、議事録を作成すること。対象は10数箇所を想定している。協議先や協議時期等の詳細については、担当職員と協議のうえ決定すること。

③協議会資料の作成

①及び②で検討した協議会での会議実施に際し、その協議会資料の作成を行う。協議会の開催は2回を予定しているが、詳細については、担当職員と協議のうえ決定すること。

④協議会運営支援

協議会の開催に際し、その開催運営支援として、協議会に同席し、配布資料準備や司会進行、議事録作成等を実施すること。

なお、協議会開催に必要な会場は札幌市が用意する。

(4) 施工期間中の歩行者動線や車線規制等の情報の市民等への周知・情報発信方法の検討

大規模事業等の工事が錯そうすることから、各事業者からの工事予定や実施状況等の情報発信に加え、歩行者動線や車線規制等の状況等といった総合的な情報に関する市民等への周知、情報発信が必要になると想定される。

そのため、過年度業務の方針検討をもとに、施工期間中の市民等への周知・情報発信に関し、前項で設置した協議会等を利用した周知情報の抽出、情報発信主体、情報発信手段等の周知・情報発信計画の検討を行う。

情報発信手段の検討の際には、一般的な手法のほか、札幌市内での具体的な発信方法の検討を行うこととし、費用対効果が比較できるよう資料を作成すること。情報発信手段の概算金額の算出の際には、根拠となる資料を提示すること。

(5) エリアプロモーションに関する検討

①情報発信主体、手法の検討

今後の札幌駅周辺の姿を市民等に周知し、新幹線札幌駅の開業に向けた機運の醸成

や周辺開発への理解促進を図るため、本業務において、札幌駅周辺のエリアプロモーションについての情報発信主体、手法を検討する。検討にあたっては札幌駅周辺のまちづくりに関係する団体、協議会等についての情報を収集して整理し、情報発信主体、手法の選定に活用すること。なお、札幌駅周辺の各事業の完成後には、札幌駅周辺のエリアマネジメントを行う体制の構築が必要となると想定しており、本検討による情報発信主体の活用を想定している。

②関係事業者との協議資料作成

①で検討した内容をもとに協議資料の作成を行う。なお、情報発信の主体が見つからない場合には、新規の立ち上げを検討するため、立ち上げにあたり必要な情報を整理し、資料を作成すること。資料はA4版10枚程度を想定している。打合せに同席し、議事録を作成すること。対象は3か所程度を想定している。協議先や協議時期等の詳細については、担当職員と協議のうえ決定すること。

③情報発信に関する概略検討

(4)及び(5)①の検討結果を基に、情報発信に関する概略検討を行う。対象は以下にあげるもの等を想定しているが、検討結果を基に適宜見直すとともに、これらの実施規模等を整理すること。

また、規模等を整理する上で必要な情報収集や関係機関との調整については、担当職員と協議のうえ実施するものとする。

- ・新規に立ち上げるホームページによる情報発信
- ・情報発信スペースの整備
- ・まちの将来像（CG等）作成の検討
- ・その他関連事項

(6) 打合せ等

打合せ回数は、下記の5回を予定する。

- | | | |
|---------|--------------|----------|
| 1 業務着手時 | 2 業務中間時 (3回) | 3 成果品納入時 |
|---------|--------------|----------|

(7) 業務報告書の作成

検討内容と成果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

なお、概要版報告書も併せて作成する。

4 業務規模

12,530千円（税込）を上限額とする。

※上記金額はあくまで業務規模を示すものであり、実際の契約金額の決定は、札幌市契約規則及び札幌市物品役務契約等事務取扱要領で定める各条項に基づき行うものとする。

5 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

6 成果品（中間報告書・最終報告書）

ア A4判製本（図面等A3判） 5部（可能な限り古紙再生率100%とする。）

イ 電子データ 一式

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）に登録されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（1）～（5）を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

- (1) 施工期間中の課題の整理について
一般論として現時点で想定される課題、配慮すべき事項等について提案すること。
- (2) （仮称）工事間連携調整協議会の設置・運営について
工事間の連携調整を検討する上記協議会の設置・運営を円滑に実施するために配慮すべき事項や効果的に実施するための方法等について提案すること。
また、本協議会を工事完了まで継続して実施するために留意すべき事項等について提案すること。
- (3) 歩行者動線や車線規制等の周知・情報発信方法について
複数の大規模事業が錯そうし、それぞれの工事の進捗に応じて変化する規制状況や歩行者動線について、市民や来街者等へ分かりやすく周知するために重視すべき

点を提案すること。

(4) エリアプロモーションに関する検討について

札幌駅周辺のエリアプロモーションについての情報発信主体、手法の検討にあたり、エリアの特徴や現状を十分に踏まえ、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。

(5) 業務全体について

ア 本業務のスケジュール案について

今年度行う業務について、そのスケジュール案を提案すること。

イ 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

ウ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

令和4年8月3日(水) 12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとと

もに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 「第2次都心まちづくり計画」

イ 「札幌駅交流拠点まちづくり計画」

ウ 「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」

エ 「新幹線札幌駅について」(R2.1.16 JR北海道報道発表資料)

オ 「令和3年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務 業務報告書」

カ 「令和3年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務 業務報告書」

キ 「令和3年度札幌駅周辺交通処理計画基礎資料作成業務 業務報告書」

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料オ、キを上記（2）提出先にて貸与する。当該報告書の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該報告書は複製禁止とし、プロポーザル終了までに速やかに返却すること。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「札幌駅周辺工事間連携検討及び情報発信方法検討業務質問書」とし、令和4年7月22日（金）12:00まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容及びその回答は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌駅周辺工事間連携検討及び情報発信方法検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により（1）、（2）のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

- ア 提出書類による書類審査を行う。
- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 令和4年8月4日（木）
- イ 最終審査（ヒアリング） 令和4年8月22日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)、(2)、(3)及び(4)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 施工期間中の課題の整理について	
大規模建築物の施工時に想定される課題等、課題抽出業務を実施し得る建築工事に関する基礎知識を備えているか。	10
(2) (仮称) 工事間連携調整協議会の設置・運営について	
協議会を円滑に実施するために配慮すべき事項や協議会を工事完了まで継続して実施するために留意すべき事項が具体的かつ効果的で適切な提案となっているか。	20
(3) 歩行者動線や車線規制等の周知・情報発信方法について	
複雑な工事工程に伴う交通規制や歩行者動線の設定、その変化について、駅周辺施設の利用者である市民や来街者等に分かりやすく周知するための工夫が提案されているか。	15
(4) エリアプロモーションに関する検討について	
札幌駅周辺エリアの特徴や現状を十分に踏まえた適切な提案となっているか。	15
(5) 業務全体について	
1. 本業務のスケジュール案について 業務のスケジュールについて、履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。	10
2. 独自提案について 業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。	10
3. 過去の類似・関連業務実績について 業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。	10
4. 業務の執行体制について 業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 本業務の成果物については以下の納期を遵守するよう努めること。
 - 1次提出版（確度8～9割程度のもの）：令和5年2月17日
 - 2次提出版（担当職員の確認を受け内容は固まっているものの、成書校正して最終版とはなっていないもの）：令和5年3月3日最終提出版：業務完了日の前日まで

15 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課
担当：岩館、深尾 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112